

大規模小売店舗立地法に基づく意見書の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により意見書の提出がなされたので公告する。

平成20年1月18日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

1 大規模小売店舗の名称および所在地

(仮称)木川店舗

草津市木川町字樋頭309-1ほか

2 提出された意見の概要

草津市からの意見

- (1) 騒音予測地点b地点およびB地点について、音源（駐車場騒音）から最も近い住居地（現b地点より約20m南西の境界）付近を基準として騒音予測を行うことが望ましい。また、その予測の結果が環境基準値を超える場合には、低騒音舗装等の対策を講じること。
- (2) 騒音予測地点c地点およびC地点について、音源（室外機等騒音）から最も近い住居地となりうる土地（現c地点より約20m北西の境界）付近を基準として騒音予測を行うことが望ましい。また、音源が2階部分にあるため、2階の高さでの騒音予測も必要と思われる。その予測の結果が環境基準値を超える場合には、何らかの対策を講じること。
- (3) 騒音予測c地点の夜間の駐車場走行車両による騒音最大値が環境基準値を超えているため、C地点付近に将来的に住居ができた場合には、住民と調整のうえ、近隣駐車スペースの使用禁止または低騒音舗装や交通整理員の配置等の対策を講じること。
- (4) 新設店舗 南西側外壁部分について、室外機および換気扇が集中する箇所であり、隣地との距離も近いことから、低騒音機器の導入や機器周辺の遮音処理または吸音処理などの騒音を低減させる措置を行うほか、機器そのものを屋上に設置する等の対策を行うこと。
- (5) 新設店舗 2階部分について、未定店舗およびゲームセンター等から発生する騒音が周辺に影響を与えないように対策を行うこと。
- (6) 騒音予測d地点について、夜間の騒音最大値が環境基準値を超えているため、将来的に苦情等が発生した場合には何らかの対策を講じること。
- (7) 県道山田草津線から市道木川東38号線への進入については、道路が狭いため困難であり、交通渋滞もしくは追突事故の危険性を伴うため、道路拡幅整備が完了するまでは、混雑時であるかどうかに関わらず、来店車両を進入させないよう検討されたい。

3 提出された意見の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目1-1

滋賀県商工観光労働部商業観光振興課 大津市京町四丁目1-1

滋賀県南部振興局総務振興部地域振興課 草津市草津三丁目14-75

草津市産業建設部商工観光労政課 草津市草津三丁目13-30

(2) 縦覧期間 平成20年1月18日から平成20年2月18日まで